

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。

ただいま中曽根 実

君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第四十七

号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）

日程第八議案第四十八号福生都市計画事業

福生駅東口土地地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君）

ご指名をいただきましたので、議案第

四十八号福生都市計画事業福生駅東口土地地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その内容をご説明

福生市議会

申しあげます。

なお、改正案をご説明申しあげます前に、東口土地地区画整理につきましては、いろいろと議員各位にはご心配やご指導を賜わってきたわけでございますが、おかげさまでもちまして去る五月二十五日に都知事から事業認可をいただきました。二十九日に福生市告示によりまして正式に事業決定をいたしましたことをご報告申しあげたいと思います。

なお、事業の計画でございますけれども、当初五カ年予定してありましたが、事業決定の日の若干のおくれ、それから施行区域の範囲等の関連で都の指導をいただきまして、四カ年に事業年次を変更いたそうという計画になっております。したがいまして、今回ご提案申しあげ

ます改正内容につきましても、事業年次を四カ年に合わせまして、第九条第一項に記載の区画整理審議会委員の任期五年を四年に改めようとするものでございます。なお附則におきましても事業決定告示日の五月二十九日から本条例を適用するとなっております。

まことに簡単でございますが、議案の説明にかえさせていただきます。よろしく慎重にご審議を賜わりまして、原案をご決定くださるようお願いいたします。

願いましたして説明いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま中曽根 実君から所

定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よつて議案第四十八号

は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第九議案第四十九号福生市基本構想審議会会条例を議題といたします。

（企画財政課長上野重勝君登壇）

○企画財政課長（上野重勝君） 議案第四十九号福生市基本構想審議会条例につきまして、提案理由ならびに内容についてご説明申しあげます。

基本構想につきましては、地方自治法の規定によりまして議会の議決を経ることになっておりますが、議会からのご指示もいただきまして昨年来その準備を進めてまいりました。本年に至りましては、その成案を得る段階までまいりましたので、この際動議審議会を設置していただき、まして、これを諮問しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第一条は設置条項でございます。第二

条は所掌事項として市長の諮問に応じて基本構想の策定に関して必要な事項を調査、審議するというところでございます。第三条組織につきましては二十人の委員で組織することになっておりまして、内訳は議会議員五人以内、また市民の代表八人以内として商工業者、農業者、

文化団体、婦人団体あるいは地域代表等を予定しております。次の知識経験を有する者三人以内については行政委員会委員、自治功労者、学識経験者等の中から選任をしていきたいと考えております。また関係行政機関の職員四人以内については助役、収入役、教育長、企画財政課長を予定しております。第四条の任期ですが、委員は諮問にかかわる審議が終了したときに終るということでございます。第五条は役員でございます。本会には会長及び副会長を設けるという規定でございます。第六条は会議の規定でございます。通常の場合の会議の規定をそのままお願いいたしております。第七条におきましては庶務を市役所の企画財政課において処理をするということであり、第八条は委任条項でございます。必要な事項は市長が定めるということでございます。附則では、条例の公布の日をもって施行するということと、本条例による最初の審議会におきましては、市長が招集して会議の議長になるという経過規定でございます。

以上簡単でございますが提案理由の説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま中曽根 実君より

所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第四十九号は総務委員会に付託することに決定いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十議案第五十号福生市都市施設整備

基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君)　ご指名をいただきましたので、議案第五十号福

生市都市施設整備基金条例についてご説明申しあげます。

本案につきましてはすでに全員協議会におきましてご協議いただきましたように、本年区画整理会計におきまして水道管理設に伴う委託料を水道会計に納入すべきものでございしますが、それを基金として積み立てまして、今後必要と思われる都市施設整備資金にあてようとするものでござい

す。

内容についてご説明いたします。
第一条は設置でございまして、都市整備事業の資金に充当するた
めに、福生市都市施設整備基金を設けようとするものでござい
ます。第二条は基金の額でございまして、総額を九千五百万円以上とするもので
ござい
ます。第三条は管理でございまして、基金は金融機関等に預金し
て確実に保管しなければならないということとでござい
ます。第四条は運

福生市議会



用益金の整理でございまして、この基金から生じます収益金、すなわ
ち利息等を一般会計に予算計上して基金に編入するという規定で
ござい
ます。第五条は繰替運用でございまして、市長は財政上必要がある
と認めたときは、歳計現金としてこれを運用することとできるという規定
でござい
ます。第六条は処分でございまして、この基金は第一条の都市
施設整備基金にあてざる以外には処分してはいけないという規定でござい
ます。第七条は委任条項でござい
ます。附則は、この条例は公布の日か
ら施行するとい
うものでござい
ます。

以上簡単でござい
ますが説明を終
らせていただきます。

○議長(塩野鉄之助君)　以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君)　以上で質疑を終ります。

○六番(中曽根実君)　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており
ます議案第五十号については
総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま中曽根 実君

から所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に付託し審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって議案第五十号

は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十一議案第五十一号昭和四十八年度にお

ける期末手当の割合等の特例に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（秘書職員課長兼庶務課長 高水 求君登壇）

○秘書職員課長兼庶務課長（高水 求君） ご指名によりまして議案第五十一号についてご説明申しあげます。

本案は議員各位のご理解によりまして、昨年十二月定例会最終

日に昭和四十八年度に限りまして、年度末手当の〇・三を十二月の期末手当に繰り上げ支給する特例を議決していただいたわけでございまして、そ

の後三月定例会においても一部改正をみたわけでございますが、この提案理由にもありますとおり、昭和四十八年度も終了いたしましたので、ここで

特例条例を廃止したいとして提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、原案とおりご可決くださるようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号については委員会付託及び討論を省略し原案とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

おはかりいたします。ただいま中曽根 実君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）

ご異議なしと認めます。よって議案第五十一号は原案とおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）

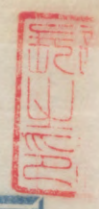
日程第十二議案第五十二号福生市首都圏整備備事業対策協議会条例を廃止する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君）

議案第五十二号福生市首都圏整備事業対策協議会条例を廃止する条例につきまして、その提案理由をご説明申しあげます。

ここに記載のとおり、都市計画関係の諸法令につきましては一連の



整備がされておりまして、従来ならもう少し早い時期に本廃止条例をご提案すべきでありましたが、今定例会におきましてお願いをしようとするものであります。

なお、従来この協議会条例に基づきまして構成されておりました協議会は、市議会議員、農業委員、都市計画審議会委員等約六十名の組織でございましたけれども、ご案内のとおり都市計画法の新法の公布、あるいは現在ございます都市計画審議会あるいは市議会等の関連の諸組織もすでにできておりまして、本対策協議会の存在というのはほとんど価値がないのではないかとの考え方を打ち出されておきまして、福生市におきましては今定例会にご提案申しあげまして、本協議会を解消しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜わりまして原案ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（塩野鉄之助君）

以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を続行します。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終ります。

○六番（中曽根 実君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号については委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま中曽根 実

君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって議案第五十二号

は原案どおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 午後四時まで休憩いたします。

午後三時五十一分 休憩

午後四時二分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長したいと思います。おはかりいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） この際日程第十三から日程第十九の七件を一括して議題といたします。

日程第十三議案第五十三号東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更について

日程第十四議案第五十四号東京都市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う財産処分について

日程第十五議案第五十五号東京都市町村職員退職手当組合からの

一部脱退に伴う財産処分について

日程第十六議案第五十六号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の変更及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第十七議案第五十七号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について

日程第十八議案第五十八号 東京都市町村交通災害共済組合規約の変更について

日程第十九議案第五十九号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の変更及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

以上七件を一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(秘書職員課長兼庶務課長高水 求君登壇)

○秘書職員課長兼庶務課長(高水 求君) ご指名がございましたので、ただいま一括提案されました案件につきまして、逐次ご説明申しあげたいと

福生市議会

思います。

まず議案第五十三号 東京都市町村議会議員公務災害補償組合規約の変更でございますが、これは非常勤特別職職員と全く同じでございます。地方公務員災害補償法が一部改正されて、今回通勤途上における災害におきましても、公務災害に準じて補償をするということでございます。それからもう一つはご案内のとおり六月一日に日の出村が町

制施行いたしましたので、日の出町になったために改正するものでございます。

したかしまして通勤途上の災害が入りましたので、題名が「災害補償」の下に「公務災害補償等」という字を挿入されたわけでございます。それから

「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、さらに「日の出村」を「日の出町」、それからそれぞれ組織長あるいは議会議員の選挙区なら

びにその定数等を掲げた列表第二の中の「日の出村」をそれぞれ「日の出町」に改正しようとするものでございます。この規約は都知事の許可のあった

日から施行するわけでございますけれども、題名と第一条及び第三条の改正の規定は昨年の十二月一日に適用することになっております。

それから議案第五十四号につきましては、東京都市町村職員退職手

当組合からの脱退に伴う財産処分についてでございますけれども、これを北多摩西部消防組合と秋川地区消防組合がそれぞれこの退職手当組合から東京都の消防庁へ事務移管されましたので、それに伴いまして脱退をするわけでございます。つきましては地方自治法の規定によりまして、いままで負担金として給付されましたものに所要の給付額ならびに事務費を控除いたしました額を、それぞれ北多摩西部消防組合に九百十一万五千六十八円、秋川地区消防組合に對しましては五百二十七万八千四百七円を返還するわけであります。これらの計算方式につきましては別表の資料をござらんいたしたいと思います。

それから議案第五十五号でございますけれども、これもやはり東京都市町村職員退職手当組合からの一部脱退に伴う財産処分でございます。これはやはり四月一日の組織団体のうちから狛江市、清瀬市、奥多摩町の二市一町の消防職員のみはそれぞれ単独の消防署でございますので、市職員あるいは町職員として加入されていたわけでございますので、五十四号議案とは若干違うので一部脱退ということになるわけです。それも脱退によりましてやはり地方自治法の定めるところによりまして、そ

れぞれここに掲げておられます狛江市、清瀬市、それから奥多摩町にそれぞれ当該額を帰属せしめるということでございます。これらの返還金の計算方式中に事務費として負担金かける率がございますが、これが各市、町によって違っておりますけれども、これは加入年度の違いと、それから各経過年度の決算による事務費の率によって違うことになっております。

それから次が議案第五十六号でございますが、これは東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の変更及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更でございますけれども、これも前の議案と同じようなことで提案理由にも書かれておりますとおり、北多摩西部消防組合、それから秋川地区消防組合が昭和四十九年の三月三十一日をもち解散したこと、それから西多摩農業共済事務組合及び西秋川衛生組合にそれぞれ職員が採用されたことに伴いまして、当該団体がこの組合に加入したこと、それから日の出村が町制を施行したことによって日の出町に変更したこと等で、それぞれ別表中のものを記載のとおり変えさせていただきます。この規約はやはり東京都知事の許可のあ

た日からそれぞれ施行することに相なっております。

それから議案第五十七号でございますが、これは東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更でございますが、これは消防団員等が災害、その他公務災害を受けた場合の補償についての組合でございますが、これもやはり日の出村が日の出町になったために組織市町村とそれから組合議員の選挙区ならびに定数などを定める段に、それぞれの「日の出村」と記載されておりますものを「日の出町」に改めようとするものであります。これも都知事の許可のあった日から施行することになっております。

それから議案第五十八号でございますが、これは東京都市町村交通災害共済組合規約の変更でございますが、ご案内のとおり交通災害につきましても、一部事務組合をもってそれぞれこの交通災害にあつた人にお見舞いをするために共済制度がとられておりますけれども、これもやはりこの組織市町村ならびに組合議員の選挙区及び定数等の欄に「日の出村」とそれぞれ書かれておりますものを「日の出町」に改めようとするものでございます。この規約はやはり都知事の許可のあった日から施行するということでございます。

最後の議案第五十九号でございますが、これは東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の変更及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更でございますけれども、これも五十六号議案と同様な内容でございます。東京都市町村の公平委員会を共同設置している関係団体のうち、北多摩西部消防組合及び秋川地区消防組合が消防庁への事務委託に伴いまして今年三月三十一日をもって解散したために、この共同設置する関係団体から抜けるということと、それから新たに西多摩農業共済組合が四十八年の四月一日、及び西秋川衛生組合が四十八年七月二日に設立され、それらがこの公平委員会の共同設置の市町村の団体に加わってきたということでございます。それからやはり日の出村が日の出町に六月一日にかわるということで、それぞれ組織市町村などの欄について改正しようとするものでございまして、これは昭和四十九年の八月一日から施行するということでございます。

以上たいへん雑ぱくでございますけれども、議案第五十三号から議案第五十九号までの議案につきまして説明をさせていただきますました。

何とぞよろしく慎重ご審議の上、原案をご可決くださるようお願い申